

十日町市 医療施設整備等支援事業

【事業概要】

本事業は、市内において医療施設の整備、診療体制の継続確保等を図る医師等に対し、補助金を交付することにより、市民が安全かつ安心な医療サービスを受けることができる体制を構築し、もって市民の健康と福祉の増進に寄与するものです。

1 補助対象者

1. 施設整備費補助金

- 医療施設（※1）を新規に開設する医師等（※2）
- 既存医療施設の増改築又は敷地拡張を行う医師等

2. 設備整備費補助金

- 医療機器等（※3）の購入又は更新を行う医師等

3. 借入金利子補助金

- 医療施設を新規に開設するために、金融機関等から借り入れした医師等

4. 医療施設後継者補助金

- 引き続き診療を継続するために既存医療施設の院長を後継した医師

※1 医療施設

医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する医業を行う病院及び診療所（歯科医業を行う場所及び法第31条で定める公的医療機関を除く。）をいう。

※2 医師等

医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師及び医療法人その他病院又は診療所を開設することができる法人をいう。

※3 医療機器等

医療施設における診療に必要な機械、備品、器具等をいう。

2 交付対象条件

1. 市内に住所を有する者又は有する見込みである者
2. 市内において継続して10年以上診療を継続する見込みのある者
3. 一般社団法人十日町市中魚沼郡医師会に加入し、積極的に地域医療に貢献しようとする者

※地域医療の貢献とは、休日一次救急診療の輪番医制、市立学校の校医など市が実施する事業について、協力するもの

4. 補助区分ごとに補助対象者 1 回限り
5. 医療法第31条で定める公的医療機関を除く。

3 補助対象額

補助区分	対象	対象経費等	備考
施設整備費補助	● 新規開設 ● 既存医療施設	対象経費の 1 / 2 限度額 5,000万円	土地取得費 (100万円以上) 建物取得費 (100万円以上)
設備整備費補助	● 新規開設 ● 既存医療施設	対象経費の 1 / 2 限度額 1,000万円	医療機器等 (1台10万円以上のものに限る)
借入金利子補助	新規開設	借入残額の 1 % 5 年間交付	借入限度額1億5,000万円
医療施設後継者補助	既存医療施設	院長後継者	1,000万円補助

4 返還規定

1. 補助金の交付を受けた者が10年を経過する前に、次の事由に該当したときは、既に交付した補助金を返還しなければならない。
 - 市内での診療を取り止めたとき。
 - 医師会を退会したとき。
 - 他の市町村に住所を異動したとき。
2. 返還額は、診療期間、医師会の加入期間又は市内に住所を置いた期間に応じて月割により計算

5 申請時の注意点

1. あらかじめ十分な時間的余裕をもって申請してください。
2. 特に医療施設の新規開設（施設整備費補助）の場合は、遅くとも新規開設しようとする日の6か月前までに事前申請が必要となります。